

高梁市プロモーションロゴマークの使用に関する要綱（内規）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民、企業、団体等（以下「市民等」という。）が高梁市プロモーションロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（目的等）

第2条 ロゴマークは、高梁市のブランドイメージを統一性・一貫性を持って市内外に発信し、シティプロモーションを推進していくために使用する。

2 プロモーションロゴマークのデザインは、高梁市プロモーションロゴマーク使用ガイドライン（以下「使用ガイドライン」という。）に記載のとおりとする。

3 ロゴマークに関する権限は、市に帰属する。

（使用対象者）

第3条 ロゴマークは、第2条の目的に賛同し、この要綱に規定する手続を行う全ての市民等が使用することができる。

（使用料）

第4条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用方法）

第5条 ロゴマークの使用方法は、次のとおりとする。

- (1) ポスター、チラシ等の印刷物
- (2) 記念品
- (3) 商品
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

（使用申請）

第6条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ高梁市プロモーションロゴマーク使用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市が主催する事業等については使用申請なくロゴマークを使用することができる。

（使用承認）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用条件を付して、使用を承認するものとする。

- (1) 市の信用又は品位を害すると認められるとき。
- (2) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (3) 提供する商品やサービスの品質を担保し、又は証明するものとして利用されるおそれがあるとき。
- (4) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (6) ロゴマークを使用し、意匠権、商標権等の知的財産権を取得しようとするとき。
- (7) ロゴマークを使用し、独占的に商品等を販売するおそれがあるとき。

(8) 使用ガイドラインに反すると認められるとき。

(9) その他承認することを市長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定により使用を承認するものについては、高梁市プロモーションロゴマーク使用承認書（様式第2号）を交付する。

（使用上の遵守事項）

第8条 前条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ロゴマークを使用する際は、使用ガイドラインに従って正しく使用すること。

(2) 承認された内容以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。

（使用取消等）

第9条 市長は、ロゴマークの使用がこの要綱及び使用承認の内容に違反していると認められるときは、その使用承認を取り消すことができる。

2 市長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

（無断使用への対応）

第10条 市長は、第7条の承認を受けないでロゴマークが使用された場合においては、その無断使用者に対して、使用物件の回収を求めるなど厳正な措置を講ずるものとする。

（使用に起因する問題）

第11条 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処するものとし、市は一切の責任を負わない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

年 月 日

高梁市長

(申請者)

住 所

氏 名

(団体の場合は団体名・代表者名)

高梁市プロモーションロゴマーク使用申請書

高梁市プロモーションロゴマークを使用したいので下記のとおり申請します。

1 使用目的	1 ポスター・チラシ 2 1以外の広報・印刷物(無償配布・有償配布) 3 記念品 4 商品 5 その他()	
2 使用方法	※事業名称や形態、配布対象など、ロゴマークを使用するものをどう使うのかがわかるように記入ください。(資料添付でも可)	
3 使用予定期間	年 月 日()から 年 月 日()まで	
4 連絡先	担当者氏名 :	電話番号 ()
	E-mail :	
5 備考欄		

添付資料(あり・なし)

※ロゴマークの使用案があれば添付してください。

年 月 日

高梁市長

高梁市プロモーションロゴマーク使用承認書

年 月 日に申請のあった高梁市プロモーションロゴマークの使用について、次のとおり承認します。

- 1 使用者 _____
- 2 承認番号 第 _____ 号
- 3 使用内容 _____

◎使用条件

- 1 使用に当たっては、申請書の内容に従って使用するとともに、高梁市プロモーションロゴマークの使用に関する要綱及び使用ガイドラインを遵守してください。
- 2 物品、各種印刷物等にロゴマークを使用する際にかかる費用は、使用者が負担してください。
- 3 ロゴマークを使用した印刷物等を、秘書企画課に提出してください。
- 4 使用条件に違反してロゴマークを使用した場合又は高梁市プロモーションロゴマーク使用承認申請の内容に虚偽があった場合は、使用条件を変更し、使用承認を取り消し、又は使用物件の回収を求めることがあります。